

医療情報標準化指針提案申請書(新規・更新・追加・廃止)

申請受付番号	HS028	事務局受付日	2016年03月31日	申請日	2016年3月31日
提案申請団体名 ・責任者名	一般財団法人医療情報システム開発センター 矢野 喜代子	規格作成団体名 ・責任者名	一般財団法人医療情報システム開発センター 山本 隆一		
提案規格案名 (版数)	和名	ISO 22077-1:2015 保健医療情報－医用波形フォーマット－パート1:符号化規則 (第1版)			
	英名	ISO 22077-1:2015 Health informatics -- Medical waveform format -- Part 1: Encoding rules (第1版)			
提案規格案の目的、概要(提案規格案策定経緯及び決定プロセス)	和文	心電図、脳波、呼吸波形などいわゆる医用波形情報は臨床現場で広く利用されている。医療情報の電子化と共にこれら医療波形のための医療機関間、世代を超え日常の臨床現場から研究分野に至るまで利用可能な標準が望まれていた。本規格(MFER)はあらゆる医用波形の記述が可能のみならず、他の規格との親和性も十分考慮されていて、広く臨床現場、研究分野で利用可能な規格である。既に国内では心電学会、IHE-Jの循環器でも標準規格として採用され、国際標準ISO22077-1:2015として制定されている。			
	英文	Medical waveform such as standard 12 lead ECG, EEG, spirometry are widely used in clinical fields. This standard is able to describe any medical waveform and it is considered to harmonize with other standard such as HL7, DICOM etc. This standard is recognized by the Japanese Society of Electrocardiography for ECG and IHE-J Cardiology. Also this is already published as International Standard ISO 22077-1:2015 by ISO.			
提案規格案の申請理由、適用領域、使用方法					
標準12誘導心電図やホルター心電図、脳波などあらゆる医用波形が記述可能である。既にMIME登録済みで、メディアでの波形交換のみならずインターネット上でも広く利用できる。					
関連他標準との関係(相違点及重複点の取り扱い方)					
SCP-ECG、HL7、DICOMなどでも一部の波形の記述は可能であるが、これらの規格は複雑で専門知識が必要で広く簡単に利用できるものではない。MFERはこれらの規格との共存も可能であると共に必要に応じて容易に変換できる。					
提案規格案の関連情報	メンテナンスの方法(バージョン管理も含む)	ISOが保守を行う。			
	入手資格	特に資格は必要ではない。			
	入手方法	ISOまたは各国担当機関(日本では一般財団法人日本規格協会(JSA))で入手可能。			
	有効期限	特に定めていない。			
	価格等	20476円(JSAから購入可)			
	知的所有権	ISOが著作権を持つ			
	添付資料	ISO 22077-1:2015			
実務運用上の連絡者	・氏名 益田 千尋 ・TEL 03-3267-1921 ・FAX 03-3267-1931 ・E-mail cmasuda@medis.or.jp				

特記事項	本規格は日本PACS研究会とMFER委員会の協力により作成され、経済産業省、NEDO、MEDIS-DCや日本心電学会の支援を受け、ISOに提案を行い、ISO/TSでの発行を経てISとなったものである。 ISO化案としての日本版規格はMFERホームページで参照可能である。
------	--

※更新・追加・廃止の時は、以下の一項を選択し、旧規格名(和名)を記載する。

指針の更新・改廃の場合の旧規格との関係	[] 旧規格(ISO/TS 11073-92001:2007 保健医療情報－医療波形フォーマット－第92001部:符号化規則)がISとなり、新しく符番されたため、新規格に更新する。
更新時の新旧の相違点	※バックワードコンパティビリティについても記入してください。 ISOの技術仕様書(TS)だった規格を国際規格(IS)にしたことによる更新で、内容に差はない。 バックワードコンパティビリティにも問題は無い。

※申請した指針は、毎年5月末までに見直しをお願いします。

事務局から問い合わせが行きますので、必要に応じて更新などの手続きをお願いします。

(2009.05.19 改版)